

**「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る  
中間取りまとめ（平成22年度入札に向けた取りまとめ（案）」に対する  
意見の募集（パブリックコメント）の結果について**

**1. 意見募集の概要**

**（1）意見の募集期間：**

平成21年7月31日（金）から8月16日（日）まで

**（2）告知方法：**

電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省及び経済産業省ホームページへの掲載、記者発表

**（3）意見提出方法：**

郵送、ファックス又は電子メール

**2. 御意見の提出状況**

○意見提出者数： 45 団体・個人  
（内訳）

		意見提出者数
民間企業関係	（特定事業者）	8
	（再商品化事業者）	7
	（その他の事業者）	0
事業者団体関係		14
消費者団体・NPO等		3
個人その他		13
合計		45

○意見ののべ数： 168 件

**3. 御意見の概要とこれに対する考え方**

提出された御意見の概要及びこれに対する考え方については、別添のとおりです。

プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間取りまとめ  
(平成22年度入札に向けた取りまとめ(案))パブコメ意見に対する考え方

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1. 検討の方向			
1	サーマルリカバリーを含めたプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の検討を行うべきである。	1	サーマルリカバリーは、容器包装リサイクル法の基本方針において、「緊急避難的・補完的」に利用することとしています。
2. 材料リサイクルの優先的取扱いを巡る経緯等			
2	技術革新は厳しい競争環境の中で進むのが一般的であるため「強い競争環境が回避され、技術の進展等を促したと考えられる」との記述は削除すべきである。	5	材料リサイクル事業者において、強い競争環境が回避されたこと、また技術の進展があったことは事実であるため、修正の必要はないと考えます。
3	リサイクル業務に従事する者として、常に適正化・透明化を図るべく日々努力しており、今後も正々堂々と応えられるよう頑張っていきたい。	1	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
4	材料リサイクルのフローの透明化に加え、ケミカルリサイクルのフローの透明化について、検証、検討、評価、公表を行うべきである。	1	「3.(4)入札制度以外の改善」において、「プラスチック製容器包装のリサイクルについて消費者の信頼性を高めるため、…情報公開を進め透明性の向上に取り組むべきである。」としています。
5	リサイクル手法の検討については、科学的かつ客観的な評価が必要である。リサイクル手法は、社会システムとして合理的である手法が優先されるべきであり、素材・地域性によって大きく異なる。LCA評価による判断は、前提条件の設定により大きく変動するため、実態をよく調査し慎重に検証を積み重ねていくべきである。環境面だけでなく、容器包装のリサイクルが大きな社会利益となるような評価視点も必要である。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、今後検討していくこととしています。
6	容器包装リサイクルのスタートである一般の消費者にしっかりと意識を持っていただくためには、まずリサイクルの意味・重要性の周知が必要。そのためには、それを収集する市町村等がしっかりと知識をもって消費者に働きかけることが大切になってくるのではないかと。そういった取り組みがあつてこそ再生処理事業者の負担も軽くなり、効率が良く、質の高いリサイクルが可能になってくるのではないかと。また、一般の消費者にリサイクルの意義やマークの意味、そこから何が生まれるのかといった意識をもってもらうことが重要で、そのためにはわかりやすい表示(マークの大きさや統一化、もしくは細分化)は最低限行うべき事項ではないかと。	2	前段については、ご指摘のとおりと考えており、本中間取りまとめの中でも、各主体における透明性向上の取組として、市町村による情報提供について記載しています。後段については、合同会合における中長期的課題の議論の中で、表示を含むリサイクルシステムの高度化について、引き続き議論していくこととしています。
7	今般の合同会合におけるヒアリングの報告者を明確にする観点から「ヒアリング」を「主に材料リサイクル事業者を対象としたヒアリング」に修正すべきである。	3	ヒアリングの報告者を列記することは、材料リサイクル事業者をはじめ、ケミカル事業者等、いろいろな方からヒアリングを実施していることから適当でなく、ここではヒアリングの代表的な内容を記載しています。
8	適否の結論が出ていないのに課題を抱えたまま措置を継続するのは単に既成事実を積み上げるだけで問題解決にならない。このため「合同会合取りまとめ以降もその適否に関する結論を否定する事実も判明していないことから、」を削除すべきである。	5	平成19年6月の合同会合取りまとめでも「特定の手法の優位性を示すには到らなかった」とされており、結論を否定する事実は判明しておりません。また、優先的取扱いの在り方については、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析(LCA分析)等の科学的知見の把握及び評価、今回導入する措置の実施状況等も踏まえ、検討を行うこととしております。
3. 平成22年度において導入すべき措置			
(2) 優先的取扱いにおける上限設定及び事業者基準			
9	優先事業者となるための条件として、以下の2点を提案する。 ①残渣量をさらに減らせる事業者もあるから、その努力をする事業者を優先する。 ②再生事業者と市町村が連携して、リサイクルに適した材料のみを収集選別する仕組みを提案する事業者を優先する。	2	①具体的な評価方法については、本取りまとめ案を踏まえ今後検討されることとなります。ご指摘の点は、今後の具体的な施策を検討するに当たっての参考になると考えます。 ②合同会合における中長期的課題の議論の中で、リサイクルシステムの高度化を含め、引き続き議論していくこととしています。
10	優先事業者に対する総合的な評価を導入する方法で、よりよい再商品化製品ができることを期待するが、市町村の側から見ると、再商品化手法や再商品化事業者が複数になる可能性が大きく、煩雑になるし、全体として、指定保管施設から再商品化先までの搬送の複数化により、効率も悪くなり環境負荷も増大するのではないかと。また、各自治体がリサイクル手法を選択出来るようにすれば、再商品化に相応しい資源の出し方を工夫出来るのではないかと。さらに材料リサイクルの効率化を進める為に、作る段階で単一素材のものに限定するようにはすべきではないかと。	2	前段については、今後の具体的な施策を検討するに当たっての参考にさせていただきます。後段については、合同会合における中長期的課題の議論の中で、市町村の意見の反映及びリサイクルシステムの高度化を含め、引き続き議論していくこととしています。

11	優先枠の上限を50%とするのは高すぎる。2年程度で優先枠を撤廃すべきである。	4	合同会合における中長期的課題の議論の中で、今後検討していくこととしています。優先的取扱いの在り方の議論については、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析(LCA分析)等の科学的知見の把握及び評価、今回導入する措置の実施状況等を踏まえ検討を行うこととしています。
12	①市町村申込量の50%とは、総量の50%なのか市町村毎に50%なのか。 ②仮に優先枠を50%とした場合に、入札時において市町村申込み量毎、保管施設毎、又はエリアブロック毎に50%の優先枠を定めるべきである。	27	①総量の50%と考えています。 ②合同会合における中長期的課題の議論の中で、地域的特性の在り方を含め、引き続き議論していくこととしています。
13	入札開札後、結果的に50%がぶれる可能性があるのではないか。	1	今後の具体的な施策を検討するに当たっての参考にさせていただきます。
14	マテリアル優先の上限枠を50%に設定する根拠が明確ではない。	3	これまでの落札結果の動向も踏まえて暫定的に優先枠を50%に設定したものです。 なお、優先的取扱いの在り方の議論については、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析(LCA分析)等の科学的知見の把握及び評価、今回導入する措置の実施状況等を踏まえ検討を行うこととしています。
15	材料リサイクル手法は総合的な評価を導入されることによって、大変厳しい条件が追加されたのであるから、条件をクリアした材料リサイクル事業者であれば50%以上の優先枠を認めるべきである。	1	これまでの落札結果の動向も踏まえて暫定的に優先枠を50%に設定したものです。 なお、優先的取扱いの在り方の議論については、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析(LCA分析)等の科学的知見の把握及び評価、今回導入する措置の実施状況等を踏まえ検討を行うこととしています。
16	「暫定的」に優先枠を設定するのではなく、「激変緩和措置」として優先枠を設定すべきである。	1	激変緩和措置は、平成21年度の優先的取扱いを受けた量と平成22年度の優先A枠での落札可能量の激変を緩和するための措置であり、中間取りまとめ案の記載が妥当であると考えます。
17	「従前の品質基準を維持することが望ましい」とは、同基準を維持できなくても対象となる場合もあるということか。	1	入札制度の詳細は指定法人において検討・公表されるべきですが、「従前の品質基準を維持することが望ましい」としているものです。「基準を維持できなくても対象とする」といった趣旨ではありません。
18	再商品化製品が現状の優先に関する品質基準を満たさなくてもバージン樹脂同等の製品を作れる事例もあるため、必ずしも再商品化製品の品質基準に拘らなくても良いと考える。	1	平成22年度において導入すべき措置は、中長期的課題に関する検討に結論が出るまでの間、材料リサイクル手法の効率化と質の向上を図るとともに、多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを維持するとの観点から、材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量に上限を設けるとともに、材料リサイクル手法の質の向上等のための総合的な評価を行い、優先的取扱いの中での運用に反映させることとするものです。こうした中で、優先事業者となるための基準は、当面、従前の品質基準を維持することとしたものです。
(3) 優先枠の運営における総合的な評価の導入(別紙含む)			
19	材料リサイクル事業者の競争等の激化により再商品化事業の質の向上がおろそかになる可能性がある。きちんとした商品化を日々努力し続けている優良な事業者こそ、最大の評価をすべきであると考え、その点を重視した判断をして頂きたい。	1	今後の施策検討の参考とさせていただきます。
20	現在の景気や将来的な景気上昇の見込みの見えない現在、商品価格の上昇があり得るのか。また、現在の技術のヴァージン原料と同等の製品ができるのか。現在の入札制度は単年度単位であるため、数年後を見越した技術開発を行うのは難しい状況ではないか。	1	一般的には、材料リサイクル手法の質の向上は、商品価格が上昇する要因となるものと考えます。また、技術開発については、現在も再商品化事業者において努力が行われていると理解しています。 合同会合における中長期的課題の議論の中で、複数年契約を含め、引き続き議論していくこととしています。
21	廃棄物の適正処理という側面を考慮した入札上限値とすべき。また、再商品化製品の市場価格の変動を容れ協が行う入札上限価格の設定に反映すべきではない。入札上限価格が毎年下落する傾向が続くようでは、材料リサイクル手法の質の向上が形骸化され、その優先的取扱いの存在意義がなくなるのではないか。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、入札上限価格の在り方を含め、引き続き議論していくこととしています。
22	リサイクルコストが高くなっている要因は、選別業務、梱包業務、解体業務、運搬業務を行政とリサイクル業者がそれぞれ行っている点にある。このため、分別基準適合物のリサイクル率90%以上、入札額をケミカルリサイクル業者と同額程度を提案する材料リサイクル業者を優先的に取り扱うべきである。	1	優先的取扱いの在り方の議論については、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析(LCA分析)等の科学的知見の把握及び評価、今回導入する措置の実施状況等を踏まえ検討を行うこととしています。
23	総合的な評価については、個々の指標につき一定の基準を満たした業者についてのみ、総合評価を実施するようにして頂きたい。	1	具体的な評価方法については、本取りまとめ案を踏まえ今後検討されることとなります。ご指摘の点は、今後の具体的な施策を検討するに当たっての参考になると考えます。
24	評価指標の設定には、評価の客観性を担保するために、定量的かつ、実績を評価できる指標とするべきである。	3	具体的な評価方法については、本取りまとめ案を踏まえ今後検討されることとなります。ご指摘の点は、今後の具体的な施策を検討するに当たっての参考になると考えます。

25	「ヴァージン樹脂代替」について、容り比率の混入率がほぼ100%でないでヴァージン樹脂代替として認めない評価方法を採用する事は限られた方法でしか利用出来ない事を意味し、材料サイクルの普及を妨げる事である。	1	
26	単一樹脂化されていないリサイクル材にも、ヴァージン材との代替として利用できているものもあるため、「単一樹脂化」を盛り込むことの重要性は低いのではないか。	1	
27	総合評価の品質基準については、水分と塩素分だけでなく、臭い低減の観点から設備の洗浄性能も項目に盛り込むべき。	1	
28	評価指標に「品質管理方法」を盛り込むことに関して、実際の評価の際には抜き打ち検査を実施するだけでなく、毎週検査を行うよう検査を強化すべき。	1	
29	「従来の品質基準の上乗せ」を実施した場合のメリットを科学的に示す必要があり、評価指標に盛り込むべきではない。	1	
30	評価指標の例に「従来の品質基準の上乗せ」は盛り込むべきではなく、従来の品質基準である塩素分・水分の中で更に細かい点数配分をするような評価を実施すべき。	1	
31	「カスケード利用を含めた、「他工程利用プラスチック」の高度な処理方法」を評価指標に盛り込むことに、賛成する。	1	
32	現状においては、ヴァージン樹脂代替、単一樹脂化は成り立たず、REリサイクルは評価指標になじまない。また、情報公開は弊害が多い。よって、「ヴァージン樹脂代替」「単一樹脂化」「REリサイクルの可能性、実施」「製品用途等の公開」を評価指標に盛り込むことには、反対である。	1	具体的な評価方法については、本取りまとめ案を踏まえ今後検討されることとなります。ご指摘の点は、今後の具体的な施策を検討するに当たっての参考になると考えます。
33	優先枠の運営における総合的な評価の導入については、下記の事項を評価の基準に考慮していただきたい。 ① 住民への工場公開等の実績による評価 ② 経営審査による評価 ③ ISO14000・エコアクション21取得による評価 ④ 再生処理事業者の経験年数による評価	1	
34	リサイクルの質・用途の高度化を主として考える事が再商品化の効率化には絶対必要である。評価指標の設定については、個々の事業者でも設備等に違いがあることから、同一条件での評価指標が必要であると考えます。	1	
35	取りまとめ案で例示されている評価指標は、すべてが重要な指標であり、可能なものだけを盛り込むのでは不十分である。	1	
36	評価指標の設定については、個々の事業者でも設備等に違いがあることから、同一条件での評価指標が必要であると考えます。	1	
37	総合的な評価項目の設定には十分な時間を費やし、正確な評価を行って頂きたい。	1	
38	総合的な評価方法については、下記の点を重要視すべき。 ① 住民への工場公開等の実績がある再生処理事業者を優先。 ② トレーサビリティが明確な事業者を優先。 ③ ISO14000・エコアクション21取得事業者を優先。	1	
39	総合的な評価の実施は、登録事業者の一律減であった査定能力が、事業者の能力で差別化されるだけで、これまでの緊急措置と意味すること何ら変わりはない。適正な処理を行う事業者が排除されるのは反対。評価に誤りがあったという事態は避けるべき。公平かつ実態が適正に反映された評価が設定できるか疑問。評価項目の設定にあたっては十分な検討を行って頂きたい。	1	総合的な評価の実施は、再商品化手法の質の向上を担保するための措置であり、これまでの緊急措置よりも再商品化の効率化と再商品化手法の質の向上が図られる措置となっております。ご指摘の点は、今後の具体的な施策を検討するに当たっての参考になると考えます。
40	同じ再商品化事業者から安定して、同じ再商品化製品の供給を受けることが望ましいので、優先枠の再商品化事業者には複数年契約の資格を与えて欲しい。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、複数年契約を含め、引き続き議論していくこととしています。
41	激変緩和措置は導入するべきではない。	2	優先枠を市町村申込み量の50%とし、優先枠の運営における総合的な評価を導入することから、平成21年度の優先的取扱いを受けた量と平成22年度の優先A枠での落札可能量の激変が予想されるため、激変緩和措置は必要であると考えます。
42	総合的な評価の上位事業者には落札可能量を100%に近づけ、下位の事業者の落札可能量に制限を設けてはいかか。下位事業者がB枠で低価格入札にて落札することは、再商品化事業の質の向上が疎かになるのではないか。	1	具体的な評価方法については、本取りまとめ案を踏まえ今後検討されることとなります。ご指摘の点は、今後の具体的な施策を検討するに当たっての参考になると考えます。質の向上については、「3.(3)優先枠運営における総合的な評価の導入」にあるとおり、価格のみの競争に委ねると、再商品化事業の質の向上がおろそかになる可能性が高いため、総合的な評価を導入することとしたものです。なお、優先事業者となるための基準(品質基準)は、維持することとしています。

(4)入札制度以外の改善			
43	契約不履行は再商品化事業者の責任であり、指定法人は再商品化事業者の責務を代行するものではないため、該当部分を削除すべき。	1	再商品化事業者の責任については、「再商品化事業者が再商品化を怠った場合は、再商品化実施契約違反に該当する」といった趣旨を記載しており、再商品化事業者に再商品化を委託する容器協会の責任についても記載したものです。
44	再商品化事業者に違反があった場合は、指定法人に対しても厳格な処分が必要である。指定法人で行うには無理があり、国が直轄で管理運営したほうがよいのではないか。	2	容器包装リサイクル法に基づき、国が指定法人を厳格に指導・監督することとしています。
45	優先枠の決定や入札の際に第三者が参加すべき。	1	指定法人が行う入札に際しては、すでに、弁護士等第三者による監査を実施しており、今回の優先枠の設定方法についても、第三者が参加して決定されるべきと考えます。
46	適切に対処するとあるが、どのように対処するのか、調査実施主体を含め、明確化した方がよい。	1	容器協会において不適正行為等の有無について確認するとともに、不適正行為等があった場合については、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」に基づき対処することになると考えます。
47	記述趣旨に賛成しつつ、情報開示について、従業員の苦勞がわかり、市民に共感を生む情報開示を期待する。	1	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
48	リサイクルの場面において、製品段階でのマーケティング・物流手法を援用する取組に努めるべきであることについて、言及・検討すべき。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、リサイクルシステム全体の高度化を含め、引き続き議論していくこととしています。
49	不備がある場合にはペナルティを課すべきであり、契約が履行できない可能性がある等の場合には、再商品化事業者自身が指定法人に対し報告し、改善策を考えるのが筋であるから、これが実施されなければペナルティを課すべき。	1	責めを負うべき場合はペナルティを課すべきと考えますが、責めに帰すべきものではない場合は、特段のペナルティを課すべきでないと考えます。
50	指定法人の有する情報の公開について、再商品化製品の利用が阻害されることを理由に公開しないと読めるため、公開が前提であることがわかる表現にすべき。	1	情報の公開については非常に重要であることから、透明化に関する事項をまとめて別に詳細に記しており、ここでは、再商品化業務の厳格化や指定法人の運営の改善等について記述し、遵守すべき守秘義務について記載したものです。
51	再商品化製品の利用拡大の取組について、特定事業者は、既に前向きな取組を実施しているが、消費者に利用の状況が伝わりにくいことから、国や自治体による再商品化製品に関する情報公開を積極的に実施してほしい。	1	国や自治体も透明化に向けて必要な取組を行い、また関係者の「共創」を促進することとしています。
52	特定事業者は再商品化製品の利用に向けて努力しており、3Rの努力を回避しているかのような表現は修正すべき。また、再商品化製品の使用はすべての事業者が取り組むべき責務であり、特定事業者のみにその責務が過重に課されるべきではない。	6	当該記述は容器包装リサイクル法第11条～第14条の規定を記述し、これとは別に当該者の再商品化製品の利用に係る取組について記述したもので、排出抑制を含め特定事業者の3Rの取組全体を評価したり、あるいは他の事業者や消費者との利用に係る責務の軽重を言うものではありません。なお、特定事業者が進める3Rの取組を含め、関係者の「共創」を促進することとしています。
53	特定事業者が再商品化製品の利用拡大の取組にかかわることは重要。	1	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
54	特定事業者に再商品化製品の利用実績等の公開を求めることは、空論。経営上の課題があり、望ましくない。	1	再商品化製品の利用が拡大するような取組が重要であり、まず強制によらずに再商品化製品の利用実績を公開することについての期待を示しています。
55	透明性の向上等については、必要性は認められるものの、行き過ぎた規制強化によるマイナス面の影響についても考慮されたい。	1	透明性の向上については、「できる限り多くの情報を公開すべきである」とする一方、「再商品化による循環を阻害するおそれがあることに十分な留意が必要」としています。
56	指定法人、自治体等による情報公開を進め、住民にわかりやすい分別収集を促していただきたい。	1	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
57	取りまとめの案では、情報公開について、暗に規制をかけているようであるから、情報公開を積極的に行うことを明記すべき。	1	まずは、「できる限り多くの情報を公開」することが重要と考えており、これを明記しています。
58	汚れの付着した容器包装の排除が重要であることを明記すべき。また、ラップ類の排除のみを強調する必要はない。	4	汚れの付着した容器包装の排除の重要性に鑑み、再商品化が困難なものの例示として、洗浄が困難なラップ類を示しています。なお、付着した汚れの洗浄が困難であることは文意から明らかであると考えます。
59	塩プラの扱いについての検討すべき。	1	塩素分を含むものも含め、付着した汚れの洗浄が困難で、再商品化が困難なものの除去を促すこととしています。なお、合同会合における中長期的課題の議論の中で、PVC、PVDCの利用を含め、引き続き議論していくこととしています。
60	学校での化学教育について、プラスチック製容器包装のリサイクルの実態・課題と結びつけて連携に努めるべき。	1	今後の施策検討の参考とさせていただきます。
61	汚れたプラスチックよりも、まずは、プラスチック以外の異物の混入が問題。決められた分別をすべき。ペール品質調査も見直すべき。	4	改正容器包装リサイクル法に基づく資金拠出制度により、質の高い分別収集を促しているところであり、プラスチック以外の異物を含め除去を促すこととしています。
62	容器包装廃棄物の性状(PP、PE、PS等)の実態調査を行い、指定法人の品質ガイドライン等が適正かを再検討いただきたい。	1	関係者の意見を聞きつつ、指定法人において検討されるべきものと考えます。なお、当該箇所は現行の指定法人の引き取り品質ガイドラインについて言及したのではなく、市町村の分別収集の質の向上を促すための別のガイドラインについて記述したものです。

63	ここで言うガイドラインとは「引き取り品質ガイドライン」のことであると推定するが、洗浄が困難で再商品化しにくいラップ類の除去をガイドラインで周知することが記載されているが、これは自治体の業務を規定する重要な決まりであるから、審議会で議論し、国が法令などの枠組みで定めるべき。	1	当該箇所は現行の指定法人の引き取り品質ガイドラインについて言及したものではなく、既に容器包装リサイクル法に基づく基本方針において、「付着した汚れの洗浄が困難なものについては容器包装に係る分別収集の対象から適切に除去することが必要」とされていること等を具体化するガイドラインの必要性について示したものです。
64	市町村がより質の高い分別収集に取り組むことは重要。	1	本取りまとめ案に賛成する意見と理解します。
65	洗浄が困難な物等は容器包装リサイクルの対象外とし、プラマークの表示をしないべき。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、リサイクルシステムの高度化を含め、引き続き議論していくこととしています。
66	住民への回収指導について、回収袋の透明化等を義務付けるべき。	1	改正容器包装リサイクル法に基づく資金拠出制度により、質の高い分別収集を促しているところです。なお、義務づけについては、各市町村において、地域の実情に応じた方法で分別収集の高度化に取り組んでいるところであり、高度化の方法について一律に義務付けるものではないと考えます。
67	地域における連携協働は重要。その際、国が監督・調整することはさらに重要であり、これを明示すべき。	1	国も、地域における連携・協働を積極的に促進してまいります。
4. 中長期的課題について			
68	第一義的にプラスチック製容器包装の発生抑制に努める記述・検討が不可欠。	1	中長期的課題については、合同会合における議論の中で、今後検討していくこととしています。その際、第一義的に発生抑制が重要である点を考慮して検討されると考えています。
69	「夏頃」がいつを指しているかが不明であるため、平成23年度入札に反映できるよう、「平成22年6月」までに結論を得るものとすべき。	4	概ね来年夏頃までに結論を得て、平成23年度の入札に反映できることが望ましいと考えています。
70	審議の効率化を図るため、審議内容や日程を事前に明示すること等を盛り込むべき。	1	スケジュール等を示しつつ議論を行っていくこととしています。
71	材料リサイクルの優先的取扱いの在り方を検討する際には、各リサイクル手法の経済性についても検討すべき。	2	合同会合における中長期的課題の議論の中で、今後検討していくこととしています。
72	材料リサイクル優先ありきではなく、ケミカルリサイクルとの優劣を詳細に検討するとともに、これを情報公開し、広く意見を求めるべき。	1	優先的取扱いの在り方の議論については、合同会合における中長期的課題の議論の中で、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析(LCA分析)等の科学的知見の把握及び評価、今回導入する措置の実施状況等を踏まえ検討を行うこととしており、その際には、個々の判断要素を総合した判断を行うこととしております。
73	環境負荷分析等の科学的知見の把握及び評価に基づき、優先的取扱いの撤廃に向け議論すべき。	2	
74	優先すべき理由が明確な材料リサイクルについてのみ優先的に取り扱うことを検討すべき。	1	
75	リサイクル手法については、リサイクルを行う施設について、排ガス排水の安全基準が定められるべきであり、これらを加えた内容で総合的に検討すべき。	1	
76	将来的には材料リサイクル優先の撤廃を視野に、撤廃した場合においても落札可能な材料リサイクル業者が高く評価される仕組みとすべき。	1	
77	材料リサイクルの優先枠そのものを廃止すべき。	2	
78	材料リサイクル優先は早急に撤廃すべき。 また、材料リサイクル優先を維持したまま質の向上を図るには、消費者の納得を得る必要がある。	1	
79	平成22年度の措置は暫定的なものであり、中長期的課題の議論では、暫定的な措置や制度の実施状況を前提とすることなく議論すべきであることから、「今回導入する措置の実施状況等も踏まえ」は削除すべき。	2	
80	平成22年度の措置は暫定的なものであり、中長期的課題の議論では、暫定的な措置や制度の実施状況を前提とすることなく議論すべきであることから、「今回導入しようとしている優先的取扱い総量への上限の設定と総合的な評価制度を前提に」は削除すべき。	2	
81	システムの高度化には、国も関与すべきであり、それを明記すべき。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、リサイクルシステムの高度化を含め、引き続き議論していくこととしています。
82	プラマークの在り方を再考し、当該プラスチック製容器包装がどのようなリサイクル手法でリサイクルされるかがわかるようなマークとすべき。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、リサイクルシステムの高度化を含め、引き続き議論していくこととしています。
83	簡便に再商品化ができるような製品設計を製造業者に義務付けるべき。その際、1回使用のみの使い捨て容器包装が不利益となる誘導策を用いるべき。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、リサイクルシステムの高度化を含め、引き続き議論していくこととしています。

84	材料リサイクルで塩素系樹脂の回収品を再利用することは殆どできないため、「PVC,PVDCの利用」は削除すべき。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、PVC、PVDCを利用しないことを含め、引き続き議論していくこととしています。
83	包装機能よりも材料リサイクルを優先しようとする本末転倒の議論であるため、「製品の単一素材化、PVC,PVDCの利用」は削除すべき。	2	合同会合における中長期的課題の議論の中で、容器包装の機能維持を含めて議論されるものと考えます。
85	ポリスチレン製トレイについて、リサイクルが行いやすいよう、白色に限定する協定を関係者で推し進めることが有意義。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、リサイクルシステムの高度化を含め、引き続き議論していくこととしています。
86	遠く離れた再商品化事業者による再商品化ではなく、地域を配慮した入札方法を導入すべき。	1	地域における連携の推進の重要性に鑑み、「4.中長期的課題について」の中に「市町村の意向の反映」を盛り込んでいます。
87	複数年契約を取り入れた入札方法を導入すべき。また、不適正な処理を回避するために、信頼のおける再商品化事業者との随意契約を取り入れるべき。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、リサイクルの適正性・安定性の向上を含め、引き続き議論していくこととしています。
88	「複数年契約」「地域的特性の在り方」「適正な再商品化コストと入札上限価格の在り方」「国、自治体や、特定事業者を含む製造事業者等におけるリサイクル製品の利用拡大」の考え方に賛成。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、今後検討していくこととしています。
89	プラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックとの混合プラのリサイクルは、容器包装リサイクル制度の場で議論すべきものではない。	1	プラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックの混合プラスチックのリサイクルについては、別途議論することとしています。
その他			
90	材料リサイクルと同様、ケミカルリサイクルについても手法や個別事業の在り方について議論を深めてほしい。	2	合同会合における中長期的課題の議論の中で、利用事業までを踏まえた再商品化の評価の考え方を含め、引き続き議論していくこととしています。
91	将来への展望について、成分表示の義務化によるリサイクルの高度化及びジョイント利用の実施による環境負荷低減が重要視されるべき。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、リサイクルシステムの高度化及び多段階の再商品化の可能性を含め、引き続き議論していくこととしています。
92	その他プラのリサイクルには意味がないため、リサイクルは中止すべきである。	1	本取りまとめ案に直接関係する御意見ではありませんが、紹介させていただきます。なお、容器包装廃棄物については、排出を抑制することが重要と考えますが、発生した容器包装廃棄物については、最終処分場の逼迫や資源の有効利用の観点から再商品化を行うべきものと考えます。
93	拡大生産者責任に限りなく近い仕組みを作るべき。	1	本取りまとめ案に直接関係する御意見ではありませんが、紹介させていただきます。
94	プラスチックのリサイクルは大気汚染の危険が著しい。プラスチックリサイクル事業発展に寄与しそうな本取りまとめ(案)について一考願いたい。	1	容器包装廃棄物については、排出を抑制することが重要と考えますが、発生した容器包装廃棄物については、最終処分場の逼迫や資源の有効利用の観点から再商品化を行うべきものと考えます。その際、廃棄物処理基準の遵守は当然であると考えます。
95	材料リサイクルに適したもののみを選別収集する考え方も必要。	1	合同会合における中長期的課題の議論の中で、リサイクルシステムの高度化を含め、引き続き議論していくこととしています。